

浦和高等学校同窓会奨学財団奨学金の概要（令和2年4月1日現在）

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団事務局

1 奨学金の種類

(1) 海外研修生派遣奨学金 浦高生の海外研修費用を支援	埼玉県内の高等学校の在學生で海外研修する者に対して、 研修費用の一部を交付 (30万円以内)
(2) 留学奨学金 浦高生及び卒業生の留学費用を支援	埼玉県内の高等学校の在學生又は卒業した者で海外留学する者に対して、留学費用の一部を給付(年額80万円以内)
(3) 修学奨学金 浦高在学時の修学資金を支援	浦和高校の在學生で、 <u>経済的理由で勉学が困難な者</u> に対して、修学資金の一部を交付 (年額20万円以内)
(4) 進学奨学金 大学進学時の入学金等を支援	<u>経済的理由で進学が困難な卒業生</u> に対して、進学資金の一部を給付 (50万円以内)

2 成績要件

出願時までの全教科の平均が4.0以上であること。

※ 修学奨学金については成績要件は参考です。

3 奨学金の再造成努力

奨学金に返還義務はありませんが、将来、給付を受けた奨学金と同額を奨学財団に寄付するよう努めていただきます。

4 申請について

(1) 申請の方法

いずれの奨学金についても、在校生の場合は学校を通して申請して下さい。

卒業生が申請する留学奨学金及び進学奨学金は奨学財団事務局に直接申請して下さい。ただし、成績証明書、推薦書などの書類については学校に連絡してもらって下さい。

(2) 「奨学生募集案内」について

詳しくは奨学財団ホームページ http://urako-tama.com/?page_id=96 から「令和2年度奨学生募集案内」をダウンロードしてご覧下さい。

(3) 相談・質問について

麗和会館2階にある奨学財団事務局長の藤野まで直接又は電話等でご相談下さい。

電話・F a x 048-886-0805

メール urako-ob@u.email.ne.jp

【以下は、修学奨学金及び進学奨学金に関する説明です】

5 世帯の収入基準について（修学奨学金・進学奨学金について適用します。）

(1) 収入基準額 > 認定総所得金額（総所得金額－特別控除額）

世 帯 人 員	収入基準額
2人	198万円
3人	212万円
4人	229万円
5人	239万円
6人	250万円
7人	262万円
8人以上は1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する	12万円

(2) 総所得金額（給与収入の場合の一例）

268 万円以上 400 万円以下 総所得金額＝給与収入－（給与収入金額×0.2+214 万円）
401 万円以上 780 万円以下 総所得金額＝給与収入－（給与収入金額×0.3+174 万円）

(3) 特別控除額の種類とその一例（これらの金額を合算して総所得金額から控除します）

ア 世帯を対象とする特別控除

母子・父子世帯 99 万円
本人以外の就学者 1 人につき 小学校 (31 万円) 中学校 (46 万円)
国公立高校自宅通学 (39 万円) 私立高校同 (88 万円)
国公立大学自宅通学 (74 万円) 私立大学同 (133 万円)
同自宅外通学 (121 万円) 私立大学同 (180 万円)
障害者 1 人につき 99 万円

イ 出願者を対象とする特別控除

高校在学又は卒業した者 74 万円

6 収入基準額 > 認定総所得金額（総所得金額－特別控除額）の計算例

(1) 母子・父子家庭（浦高生 1 人）

給与収入金額 親の給与収入 400 万円①
給与収入の控除額 400 万円×0.2+214 万円＝ 294 万円②
総所得金額 ①－② 400 万円－294 万円＝ 106 万円③
特別控除額 母子・父子家庭 (99 万円) + 浦高生 (74 万円) = 173 万円④
認定総所得金額 ③－④ 106 万円－173 万円＝ **△67 万円<世帯員 2 人の基準額 198 万円**

(2) 夫婦と子ども 2 人（浦高生 1 人、公立中学校 1 人）

給与収入金額 夫婦の給与収入 600 万円①
給与収入の控除額 600 万円×0.3+174 万円＝ 354 万円②
総所得金額 ①－② 600 万円－354 万円＝ 246 万円③
特別控除額 浦高生 (74 万円) + 公立中学校 (46 万円) = 120 万円④
認定総所得金額 ③－④ 246 万円－120 万円＝ **126 万円<世帯員 4 人の基準額 229 万円**

(3) 夫婦と子ども 3 人（浦高生 1 人、国公立大自宅 1 人、公立中学校 1 人）

給与収入金額 夫婦の給与収入 800 万円①
給与収入の控除額 一律 408 万円②
総所得金額 ①－② 800 万円－408 万円＝ 392 万円③
特別控除額 浦高生 (74 万円) + 国公立大自宅 (74 万円) + 公立中学校 (46 万円)
＝194 万円④

認定総所得金額 ③－④ 392 万円－194 万円＝ **198 万円<世帯員 5 人の基準額 239 万円**
このように給与収入が 800 万円でも、学齢期の子どもが多い場合には特別控除額が多くなり支給対象となります。

7 提出書類について

- ①本人又は両親などが記入する書類 奨学生願書、奨学生志望理由
- ②担任を通して学校に依頼する書類 推薦書、成績証明書、健康診断書の写し
- ③両親などが市町村等から取り寄せる書類 住民票、両親など出願者を扶助する者の所得証明書、兄弟姉妹の在学証明書等
- ④③の書類を基に記入する書類 本人及び世帯員の所得に関する調書

※ ③及び④の書類については、厳封して担任を通して提出するか、直接奨学財団事務局に提出して下さい。